

島野対アップル特許権侵害差止等請求控訴事件

知的財産高等裁判所平成28年10月26日判決言渡
平成28年(ネ)第10042号
特許権侵害差止等請求控訴事件

事案の概要

■ 当事者

- ✓ 控訴人 : 株式会社島野製作所
- ✓ 被控訴人 : アップルインコーポレイテッド、Apple Japan 合同会社

■ 請求

- ✓ 原判決の取り消し
- ✓ 特許法100条1項に基づく被告製品の使用、譲渡等の差止め
- ✓ 不法行為(民法709条)に基づく特許法102条3項による損害賠償請求(6億6888万0740円)

■ 原判決

- ✓ 被告製品は本件発明の技術的範囲に属しないとして、控訴人の請求をいずれも棄却した。

■ 結論

- ✓ 原判決は結論において正当であり、控訴人の請求をいずれも棄却

争点

- **文言侵害の成否(構成要件Dの充足性)**
 - ✓ 「略円錐面形状を有する傾斜凹部」について
 - ✓ 「押付部材の球状面からなる球状部」について
 - ✓ 「押圧」について
- **均等侵害の成否**
- **本件特許の無効理由の有無**
 - ✓ 冒認出願
 - ✓ 共同出願違反
 - ✓ 特開2004-179066号公報(乙21)による進歩性の欠如
 - ✓ 特表2006-501475号公報(乙22)による進歩性の欠如
 - ✓ 補正要件及び分割要件違反
- **本件訂正による無効理由の解消の有無と侵害の成否**
- **被控訴人アップルの実施権の有無**
- **損害額**

文言侵害の成否(構成要件Dの充足性)

■ 裁判所の判断: 被告製品は構成要件Dを充足しない。

- ✓ 本件発明について、技術分野、背景技術、本件発明が解決しようとした課題、当該課題を解決するための手段、本件発明を実施するための形態から詳細に分析している。
 - ✓ 小型化の要求に本件発明がどのように答えているのか
 - ✓ 本件発明がなしたプランジャーピンから本体ケースに確実に電流を流すことを強調
- ✓ 「押付部材の球状面からなる球状部」について
 - ✓ 「押付部材」の意義
 - ① コイルバネとプランジャーピンとの間に介在するものであり、コイルバネの付勢を受けてその力をプランジャーピンに伝達し、同力を、プランジャーピンの縦軸方向に作用させてプランジャーピンの突出端部を本体ケースから突出させるとともに、プランジャーピンの軸に対して垂直の方向に作用させてプランジャーピンの大径部を本体ケースの管状内周面に接触させるものであること
 - ② 「大径部の略円錐面形状を有する傾斜凹部」内に收容されているので、同傾斜凹部の外周側において大径部を軸方向に延長させた側周部があり、大径部の表面積をより大きくして、大径部をより確実に本体ケースの管状内周面に接触させること
 - ✓ 本件発明は、コイルバネの付勢により、「押付部材」の「球状面からなる球状部」を、プランジャーピンの大径部の「傾斜凹部」に「押圧」することによって、上記付勢に係る力を「押付部材」を介してプランジャーピンに伝達する際、プランジャーピンの軸方向及び軸に対して垂直の方向に作用させるものと解される。
- ✓ 「前記プランジャーピンの中心軸とオフセットされた中心軸を有する前記大径部の略円錐面形状を有する傾斜凹部」について
 - ✓ 傾斜凹部を略円錐面形状とすることによって、押付部材の球状面からなる球状部の中心を傾斜凹部の中心軸上に安定して位置させることができ、それにより、押付部材を介してプランジャーピンに伝達されるコイルバネの付勢に係る力の方向を安定させ、プランジャーピンの大径部を確実に本体ケースの管状内周面に接触させて本体ケースへ確実に電流を流すことができ、前記の本件発明の課題を解決することができる。
 - ✓ コイルバネが、押付部材を介して、プランジャーピンを本体ケースの中心軸に対して微小な角度を有する方向に付勢することは、プランジャーピンの大径部を確実に本体ケースの管状内周面に接触させつつも、その接触圧力を過度に高めることもないという効果を奏するものであるところ、傾斜凹部の中心軸がプランジャーピンの中心軸とオフセットされている場合、コイルバネがプランジャーピンを上記方向に付勢することを確実なものとするということが出来る。

文言侵害の成否(構成要件Dの充足性)

✓ 「押圧」について

- ✓ コイルバネの付勢に係る力を「押付部材」を介してプランジャーピンに伝達するものであり、その際、上記力をプランジャーピンの軸方向のみならず、軸に対して垂直の方向に作用させることによって、プランジャーピンの大径部の外側面を本体ケースの管状内周面に接触させるとともに、押付部材の球状面からなる球状部の中心を傾斜凹部の中心軸上に安定して位置させることによって、プランジャーピンから本体ケースへ確実に電流を流し、前記の本件発明の課題を解決するものであると解される。

✓ 被告製品の充足性

✓ 被告製品と本件発明との技術的意義の相違

- 「…このように合計4つの電流経路を確保することにより、被告製品の電気抵抗が低減し、被告製品を流れる電流についてコイルバネを通る経路以外の経路が存在しないという事態が生じる可能性は低くなり、コイルバネに流れる電流量が抑えられる。加えて、コイルバネが●●●●●によって被覆されていることから、絶縁性ボールを使用する必要はない。…以上によれば、被告製品と本件発明とは、押付部材とプランジャーピンとの接触に関し、技術的意義を異にするものといえることができる。」

✓ 構成要件Dの「押付部材」に該当する構成の有無

- 被告製品のコマ状部材は、それ自体が本体ケースの内周面に左右2箇所接触して電流経路を確保している。
- 他方、…「押付部材」につき、…「大径部の略円錐面形状を有する傾斜凹部」内に収容されていることが開示されている。本件明細書において、「押付部材」自体が本体ケースに接触して電流経路を確保することは、開示されていないものといえるべきである。
- したがって、被告製品のコマ状部材は、構成要件Dの「押付部材」に該当しない。

✓ 「押圧」について

- 「…明らかに傾斜凹部の中心軸からずれている。よって、コマ状部材の球状部がプランジャーピンの傾斜凹部を押すことは、コマ状部材の球状部の中心を傾斜凹部の中心軸上に安定して位置させるものではないから、構成要件Dの「押圧」に該当しない。

均等侵害の成否

■ 均等侵害の成立が認められるためには、上記異なる部分の全てについて均等の5要件が満たされることを要する。

- ① 構成要件Dの「押付部材」につき、本件明細書において、小型化の要請にこたえて接触端子の径(幅)を大きくすることなく、コイルバネを流れる電流量を小さくしながら、比較的大きな電流を流し得る接触端子の提供という、本件発明の課題を解決するための構成として、「大径部の略円錐面形状を有する傾斜凹部」内に收容されていることが開示されており、「押付部材」自体が本体ケースに接触して電流経路を確保することは、開示されていないのに対し、被告製品のコマ状部材は、それ自体が本体ケースの内周面に左右2箇所接触して電流経路を確保している点において異なる。
- ② 構成要件Dの「押圧」は、押付部材の球状面からなる球状部の中心を傾斜凹部の中心軸上に安定して位置させるものであるのに対し、被告製品のコマ状部材の球状部がプランジャーピンの傾斜凹部を押すことは、コマ状部材の球状部の中心を傾斜凹部の中心軸上に安定して位置させるものではない点においても異なる。

■ 控訴人は、これらの相違点のうち、構成要件Dの「押付部材」が球形であるのに対し、被告製品のコマ状部材が球形ではないという点についてのみ均等の5要件を主張するにとどまるから、主張自体、失当である。

■ 「なお」書き

- ✓ 押付部材とプランジャーピンとの接触に関し、技術的意義を異にする。
- ✓ 本件発明においては、下記の点が「従来技術に見られない、特有の技術的思想を構成する特徴的部分にあたる」ことから、「本件発明と被告製品は、上記本質的部分において相違することが明らかであるから、均等侵害の成立を認める余地はない。」
 - ① プランジャーピンの大径部に、単なる斜面ではなく、略円錐面形状の傾斜凹部を設け、押付部材の球状面からなる球状部の中心を傾斜凹部の中心軸上に安定して位置させるよう「押圧」すること
 - ② 傾斜凹部の中心軸をプランジャーピンの中心軸とオフセットさせることによって、コイルバネが、押付部材を介して、プランジャーピンを本体ケースの中心軸に対して微小な角度を有する方向に付勢することを確実なものとするによって、プランジャーピンから本体ケースへ確実に電流が流れるようにすること